

【2024 衆 書証リスト (甲 1~81 の 2)】

号証	標目／作成者・出典／作成年月日／原本・写し
甲 1	最高裁大法廷昭和 51 年 4 月 14 日判決 (衆) / 民集 30 卷 3 号 223 頁 / 写し
甲 2	最高裁大法廷昭和 60 年 7 月 17 日判決 (衆) / 民集 39 卷 5 号 1100 頁 / 写し
甲 3	最高裁大法廷平成 23 年 3 月 23 日判決 (衆) / 民集 65 卷 2 号 755 頁 / 写し
甲 4	最高裁平成 25 年 11 月 20 日大法廷判決 (衆) / 民集 67 卷 8 号 1503 頁 / 写し
甲 5	最高裁平成 26 年 11 月 26 日大法廷判決 (参) / 民集 68 卷 9 号 1363 頁 / 写し
甲 6	最高裁平成 27 年 11 月 25 日大法廷判 (衆) / 民集 69 卷 7 号 2053 頁 / 写し
甲 7	記事 / 令和 5 (2023) 7.26 付日経新聞電子版 / 日本経済新聞社 / 写し
甲 8	記事 / 2024 年 7 月 24 日付電子版 19 時 42 分 / NHK / 写し
甲 9	「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」 / 令和 4 (2022) 年 6 月 16 日 / 衆議院議員選挙区画定審議会 / 写し
甲 10	公職選挙法 13 条 1 項、別表第一 / 写し
甲 11	「衆議院小選挙区の区割りの改定等について」 / 総務省 / 写し
甲 12	「日本の地域別将来推計人口 (令和 5 (2023) 年推計) - 令和 2 (2020) ~ 32 (2050) 年」 / 国立社会保障・人口問題研究所 / 令和 5 年 / 写し
甲 13	NHK 報道「人口減少の日本 2050 年にはどうなる 最新データからわかること」 / 2023 年 12 月 22 日 17 時 54 分 / 写し
甲 14	「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年推計) - 平成 27 (2015) ~ 57 (2045) 年」 47 頁 / 国立社会保障・人口問題研究所 / 平成 30 年 / 写し
甲 15	衆議院議員選挙区画定審議会設置法法律第三号 (平六・二・四) / 写し
甲 16	区画審設置法法律第四十九号 (平二八・五・二七) / 写し
甲 17	平成 28 年改正法後の現在施行の「区画審設置法」 / 写し
甲 18	令和 4 (2022) 年改正法 公職選挙法の一部を改正する法律 法律第 89 号 (令 4.11.28) / 写し
甲 19	総務省ウェブサイト「第 42 回衆議院議員選挙区画定審議会」の「会議資料」「住民基本台帳人口 (令和 5 年 1 月 1 日現在) に基づく試算結果の概要」 / 総務省 / 写し
甲 20	法律案要綱 (第 188 回) / 衆議院ウェブサイト / 写し
甲 21	平成 28 年 4 月 26 日「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 第 8 号」会議録 / 衆議院ウェブサイト / 写し
甲 22	日経新聞記事 / 令和 6 年 10 月 15 日 / 日本掲載新聞社 / 写し
甲 23	総務省資料 / 令和 6 年 10 月 27 日 (更新) / 総務省 / 写し
甲 24	第 210 回国会閣法第 15 号 附帯決議 / 衆議院ウェブサイト / 写し
甲 25	衆議院選挙制度協議会が作成した意見書の概要 / 令和 5 (2023) .12.18 / 写し
甲 26	議事録 / 令和 6 (2024) 6.21 / 第 213 回通常国会 衆議院議院運営委員会 / 写し
甲 27	最高裁大法廷平成 30 年 12 月 19 日判決 / 民集 72 卷 6 号 1263~1264, 1269 頁 / 写し
甲 28	最高裁大法廷令和 5 年 1 月 25 日判決 / 民集 77 卷 1 号 20~21 頁 / 写し
甲 29	千葉勝美元最高裁判事 / 『判例時評 司法部の投げた球の重み - 最大判平成 29 年 9 月 27 日のメッセージは?』と題する論文 / 法律時報 89 卷 13 号 6 頁 / 写し
甲 30	君塚正臣 / 「判例評論」判例時報 2296 号 150 頁 / 写し
甲 31	佐藤幸治 京都大学名誉教授 / 『憲法 [第三版]』 27、479 頁 / 青林書院、2003 年 / 写し
甲 32	長谷部恭男 東京大学教授 (当時) / 『憲法 第 7 版』 / 新世社、2018 年 / 写し
甲 33	辻村みよ子 / 『憲法 [第 5 版]』 330 頁 / 日本評論社 2016 年 / 写し
甲 34	安念潤司 / 「いわゆる定数訴訟について (二)」と題する論文 / 成蹊法学 25 号 88 頁 (1987 年) / 写し
甲 35	阪本昌成 / 『憲法理論 II』 (成文堂、1993 年) 292 頁 / 写し
甲 36	長尾一紘 中央大学教授 / 『日本国憲法 [第 3 版]』 (世界思想社 1998 年) 170 頁 / 写し

甲 37	渋谷秀樹 立教大学教授／『憲法（第2版）』（有斐閣 2013年）219頁／写し
甲 38	和田進 神戸大学教授／「議員定数配分の不均衡」と題する論文／ジュリスト増刊 2008（憲法の争点）（有斐閣）185頁／写し
甲 39	戸松秀典 ／『平等原則と司法審査』（有斐閣、1990年）325・326頁／写し
甲 40	橋本基弘 中央大学法学部教授 中央大学副学長／「参議院定数不均衡問題をめぐる最高裁大法廷令和2年11月18日判決について－裁判所と国会、国民との対話－（一）、（二）」（法学新報第128巻3・4号〈令和3年10月15日〉、同5・6号〈令和3年12月10日〉）（甲133）／中央大学／写し
甲 41	棟居快行 専修大学専門職大学院法務研究科教授／「一票の重み」は人権であり、かつ統治でもある」／憲法研究所ウェブサイト／写し
甲 42	蟻川恒正 東京大学教授（当時）他／「[座談会] 憲法60年－現状と展望」／ジュリスト No.1334（2007.5.1）（有斐閣）／写し
甲 43	高橋和之 『立憲主義と日本国憲法 第5版』（有斐閣、2020年）324頁／写し
甲 44	木下智史 関西大学教授（当時）／「参議院定数配分規定の合憲性－最高裁平成18年10月4日大法廷判決」ジュリスト No.1332 2007.4.10 7頁／写し
甲 45	宍戸常寿 東大教授／「世界の潮 最高裁判決で拓かれた『一票の較差』の新局面」と題する論文／世界2011年6月号（岩波書店）24頁／写し
甲 46	齊藤愛 千葉大教授／「平成28年参議院議員選挙と投票価値の平等」と題する論文／法学教室2018/3号 No.450/50頁／写し
甲 47	川岸令和 執筆、長谷部恭男編／『注釈日本国憲法(2)』（有斐閣、2017年）204頁／写し
甲 48	斎藤一久 名古屋大学准教授／「2019（令和元）年参議院議員選挙と投票価値の平等」法学教室2021/5号 No.488 57頁／写し
甲 49	南野森 九州大学教授／「1票の格差——司法と政治の索敵」と題する論文／法学教室 No.427 Apr. 2016（有斐閣）12～13頁／写し
甲 50	尾形健 同志社大学教授／「衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項、別表第1の合憲性」と題する論文／判例時報2433号〈判例評論734号〉167頁／写し
甲 51	上田健介 近畿大学教授／「経済教室」日本経済新聞2017.6.5東京版14頁／写し
甲 52	牧野力也 筑波大学人文社会科学部研究科博士課程／「一票の較差の違憲審査基準に関する考察」と題する論文／筑波法政第54号（2013）70頁／写し
甲 53	中村良隆 名古屋大学日本法教育センター特任講師／「書評 升永英俊『統治論に基づく人口比例選挙訴訟』」／日本評論社、2020年 Web 日本評論 https://www.web-nippon.jp/18405/ ／写し
甲 54	上脇博之 神戸学院大学教授／「参議院選挙区選挙の最大較差5.13倍を違憲とはしなかった2006年最高裁大法廷判決」と題する論文／法セ増刊 速報判例解説 Vol.19（日本評論社2007年）12頁／写し
甲 55	田中祥貴 桃山学院大学教授「令和4年参議院議員選挙と「一票の格差」ジュリスト No.1597（2024年5月20日）／写し
甲 56	中川淳司 元東京大学教授『諸外国における選挙区割りの見直し』の「Ⅲ考案」／有斐閣 Online（2024年2月13日）／写し
甲 57	川人貞史 衆議院議員区画定審議会会長（当時）・東京大学名誉教授著『日本の選挙制度と1票の較差』（東京大学出版会 2024）／写し
甲 58	芦部信喜 （著者）・ 高橋和之 （補訂者）『憲法第八版』（岩波書店、2023年）150頁／写し
甲 59	安西文雄 執筆「第二章 投票価値の平等について」／高橋和之 長谷部恭男編『芦部憲法学軌跡と今日的課題』（岩波書店2024年）の196頁／写し
甲 60	東京高判令和4年10月18日／写し
甲 61	芦部信喜 ・ 京極純一 東大教授間の「対談」／の法律時報52巻6号（1980.6.1）12～14頁／写し
甲 62	橋本基弘 中央大学教授 中央大学副学長書評・升永英俊著『統治論に基づく人口比例選挙訴訟Ⅳ』／日本評論社ウェブサイト／2020年／（ https://www.web-nippon.jp/34076/ ）／写し
甲 63	米国連邦最高裁判決1964年6月15日（Reynolds v. Sims）／米国最高裁判例集377 U.S.533（1964）／写し

甲 64	山本真敬 新潟大学准教授「連邦議会を「小さくする」ための選挙制度の大改正」／ジュリスト July 2023 59 頁／写し
甲 65	「短信【ドイツ】改正連邦選挙法に対する一部違憲判決」／外国の立法 No.301-1 (2024.10)／国立国会図書館 調査及び立法考査局／写し
甲 66 の 1	米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁 2002 年 2 月 22 日判決 (Vieth 外 1 名対ペンシルベニア州)／米国連邦地方裁判所 (ペンシルベニア州中部地区)／2002 年 2 月 22 日／写し
甲 66 の 2	米国ペンシルベニア州中部地区連邦地裁 2003 年判決 (Vieth 外 2 名対ペンシルベニア州)／米国連邦地方裁判所 (ペンシルベニア州中部地区)／2003 年／写し
甲 67 の 1	Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 事実認定及び法の適用・確定 (Findings of Fact And Conclusions of Law)／米国ニューメキシコ State 地方裁判所／2011 年 12 月 29 日／写し
甲 67 の 2	Egolf v. Duran, No. D-101-cv-201102942 判決及び最終命令 (Judgment And Final Order)／米国ニューメキシコ State 地方裁判所／2012 年 1 月 9 日／写し
甲 68	(フロリダ州連邦下院議員) 選挙区要約統計／(出典) フロリダ州公式ウェブサイト URL : https://www.flsenate.gov/PublishedContent/Session/Redistricting/Plans/h000c9057/h000c9057_pop_sum.pdf ／2014 年 8 月 7 日／写し
甲 69	Wikipedia 「2021 年ドイツ連邦議会選挙」(1/9 頁)／Wikipedia／2024 年 11 月 11 日／写し
甲 70	Wikipedia 「2022 年フランス大統領選挙」(1/5 頁)／Wikipedia／2024 年 11 月 11 日／写し
甲 71 の 1	Wikipedia 「2019 年イギリス総選挙」(1/19 頁)／Wikipedia／2024 年 11 月 11 日／写し
甲 71 の 2	Wikipedia 「2024 年イギリス総選挙」(1/21 頁)／Wikipedia／2024 年 11 月 11 日／写し
甲 72 の 1	Wikipedia 「2020 年アメリカ合衆国大統領選挙」(1/37 頁)／Wikipedia／2024 年 11 月 11 日／写し
甲 72 の 2	日本経済新聞 (電子版) 記事「米大統領選、投票率 65%で戦後 2 位の高さ」／2024 年 11 月 8 日／日本経済新聞社／写し
甲 73	Wikipedia 「2022 年大韓民国大統領選挙」(1/11 頁)／Wikipedia／2024 年 11 月 11 日／写し
甲 74	Wikipedia 「第 49 回衆議院議員総選挙」(1/40 頁)／2024 年 11 月 11 日／Wikipedia／写し
甲 75	Wikipedia 「第 50 回衆議院議員総選挙」(1/46 頁)／2024 年 11 月 11 日／Wikipedia／写し
甲 76	米国連邦最高裁判決 1983 年 6 月 22 日 (Karcher v. Daggett)／米国最高裁判例集 462 U.S.725(1983)／写し
甲 77	福岡高裁平成 25 年 3 月 18 日判決／西謙二裁判長、足立正佳裁判官、島田正人裁判官／D1-Law #28220627／写し
甲 78	東京高裁平成 25 年 3 月 6 日判決／難波孝一裁判長、中山顕裕裁判官、野口忠彦裁判官／判例時報 2184 号 10 頁／写し
甲 79	大阪高裁平成 25 年 3 月 26 日判決／小松一雄裁判長、遠藤曜子裁判官、平井健一郎裁判官／D1-Law#28262505 9/11 頁／写し
甲 80	和田淳一郎 横浜市立大学教授「一票の平等はどこまでもとめられなくては行けないか」 https://note.com/juniwada/n/naa6c7a7015b5 ／2020 年 12 月 7 日／同教授ウェブ note 掲載／写し
甲 81 の 1	平成 29 年 4 月 19 日衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案・改定案の勧告 参考資料 資料 1 2 頁／総務省ウェブサイト／写し
甲 81 の 2	令和 4 年 6 月 16 日衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案・改定案の勧告 参考資料 資料 1 2 頁／総務省ウェブサイト／写し

以上